

2015 年度

西日本学生ヨット選手権大会（団体戦）

西日本ヨットウィーク（個人戦）

帆 走 指 示 書

1 適用規則

- 1.1 本大会は 2013－2016 年セーリング競技規則（以下規則という）に定義された「規則」を適用する。但し、SCIRA 公式ルールブックの「国内選手権および国際選手権大会運営のための運営規則」は適用しない。
- 1.2 「全日本学生ヨット連盟規約」を適用する。（西日本学生ヨット選手権参加艇のみに適用）
- 1.3 「470 級学連申し合わせ事項」、「スナイブ級学連申し合わせ事項」を適用する。（西日本学生ヨット選手権参加艇のみに適用）
- 1.4 規則 42 違反に対し、付則 P を適用する。

2 広告規定

- 2.1 主催団体は参加大学に対し、艇体に大学名（3 文字）シールを貼付することを要求する。
- 2.2 既に、艇体両サイドに自校大学名（3 文字）を貼付している場合は、新たに貼付する必要はない。

3 競技者への通告

競技者に対する通告は、セーリングハウス 1 階ホールに設置された公式掲示板に掲示される。

4 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下指示という）の変更は、それが発効する当日の 09：00 までに掲示される。但し、レース日程の変更は、前日の 17：30 までに掲示される。

5 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発せられる信号は、セーリングハウス前のポールに掲げられる。
- 5.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号回答旗中の『1 分』を『30 分以降』と置き換える。
- 5.3 音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 40 分以降に発する。艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならない。」ことを意味する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみに適用する。
- 5.4 Y 旗が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則 40 を適用する。この項は規則第 4 章前文を変更している。

6 レースの日程

6.1 レース日程

| 日付 | 470 級 | スナイブ級 | 最初のレースの予告信号予定時刻 |
|------------|-------|-------|-----------------|
| 5 月 3 日（土） | レース日 | レース日 | 13：00 |
| 5 月 4 日（日） | レース日 | レース日 | 10：30 |
| 5 月 5 日（月） | レース日 | レース日 | 10：30 |

6.2 レース数

各クラス 7 レースを予定する。1 日あたりのレース数は 3 レースとする。但し 5 月 4 日は最大で 4 レース実施することがある。

- 6.3 レースが海上にて引き続き行われる場合、レース・コミッティー・シグナルボート（以下 RCSB）に 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まる事を注意喚起するために、予告信号を発する少な

- くとも5分前に音響1声とともに『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。
- 6.4 大会最終日は14:30を越えて予告信号が発せられることはない。
- 7 **クラス旗**
470級は470旗、スナイプ級はスナイプ旗を使用する。
- 8 **レース海面**
【別添図A】にレース海面を示す。
- 9 **コース**
- 9.1 【別添図B】は、各レグ間のおおよその角度、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
- 9.2 予告信号以前にRCSBに「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。
- 10 **マーク**
- 10.1 回航マーク1、2、3、及びマーク4は、オレンジ色円錐形ブイとする。
- 10.2 スタート・マークはスターボードの端にあるRCSBと、ポートの端にあるレース・コミッティー・ポート（以下RCBとする）とする。
- 10.3 フィニッシュ・マークはポートの端にあるRCBと、スターボードの端にある黄色円筒形ブイとする。
- 10.4 指示12に規定する新しいマークはオレンジ色円球形ブイとする。
- 11 **スタート**
- 11.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 11.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった（DNS）と記録される。これは規則A4、A5を変更している。
- 11.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.3に抵触した艇の識別番号は、次のレースの予告信号前に、RCSBのスターン掲示板に掲示される。これは規則30.3を変更している。
- 11.4 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられてない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【別添図C】にスタートエリアを示す。
- 11.5 準備信号として『U旗』が掲揚された場合には、スタート信号の1分間に艇体、乗員または艀装の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。（この場合UFDの略語を用いて記録される。）ただし、レースが再スタート、再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とされない。この規則が適用される場合には規則29.1は適用されない。これは規則26及び29.1規則A4、A5、A11を変更している。
- 12 **コースの次のレグの変更**
コースの次のレグを変更する為、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。
- 13 **フィニッシュ**
フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、スターボードの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

14 タイム・リミット

- 14.1 スタート後おおよそ 25 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合、レース委員会は
そのレースを中止することができる。この項は規則 32.1 を変更している。
- 14.2 規則 30.3 及び指示 11.5 に違反しないで、先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走してフィニッシュ後、
15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』として記録さ
れる。この項は規則 35、及び A4、A5 を変更している。

15 抗議と救済の要求

- 15.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間
内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 15.2 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後 60 分とする。この時刻は公式掲示板に
掲示される。
- 15.3 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則 61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、
当該委員会は抗議の通告を掲示する。
- 15.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議
締切時刻後約 30 分以内に通告を掲示する。
- 15.5 指示 1.4 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、レース終了後掲示
される。
- 15.6 審問の順序及び待機場所
(a) 審問は基本的に抗議受付順に行う。
(b) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 15.7 指示 5.3、5.4、11.4、17、18、19、20、21、24、及び規則 77、付則 G、レース公示、クラス規則の
違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対
するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 15.8 大会最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
(a) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
(b) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 20 分以内。
この項は、規則 66 を変更している。
- 15.9 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出さ
れなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

16 得点

- 16.1 本大会が成立するには 2 レースが完了しなければならない。
- 16.2 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
- 16.3 5 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計と
する。
- 16.4 西日本学生ヨット選手権大会における各チーム（大学）の得点は 3 艇の合計得点とする。
- 16.5 総合得点（両クラスに出場した大学のみ）は 6 艇の合計得点とする。
- 16.6 チーム得点がタイとなった場合は、規則付則 A8.1 及び A8.2 の文中の『艇』を『チーム』に置き
換えて解く。但し、A8.1 の最後の文「除外した得点是用いてはならない。」は削除する。
- 16.7 指示 18.1 の帰着申告違反艇はレース委員会により PTP と記録され、確定順位に 3 を加えた得点が
審問なしにペナルティーとして与えられる。但し、DNF より悪い得点を与えられることはない。この
項は規則 A5、A11 を変更している。
- 16.8 帰着申告違反の場合、直前に行われたレースに対しペナルティーが与えられる。

17 乗員表・乗員変更届の提出及び乗員の交替

- 17.1 全ての参加艇は、第1レースの乗員表を出艇前にレース委員会に提出すること。
- 17.2 2レース目以降に乗員を変更する場合は、その都度出艇前に、レース委員会に乗員変更届を提出すること。海上で交替した場合は、予告信号前にRCSBに伝えた後、帰着後に乗員変更届を提出すること。
- 17.3 乗員の交替は以下の場合のみ認められる。
- (a) 大学生の交替要員は参加申込み時に登録された者（メンバー表に記載された者）に限る。
 - (b) 社会人の場合、交替はメンバー表に記載されたクルーのみに限る。

18 安全規定

18.1 帰着申告

艇の艇長は、帰着後速やかにレース・オフィス前に備えられた帰着申告書に自らサインしなければならない。その日の最終レース終了後に帰着申告する場合は、遅くとも抗議締切時刻までに完了しなければならない。

18.2 リタイア報告書の提出

レースに参加しない艇は、D旗掲揚後速やかにリタイア報告書をレース委員会に提出しなければならない。また、レースを途中でリタイアした艇は、可能であればその旨をRCSBまたはRCBに伝え、帰着後速やかにリタイア報告書をレース委員会に提出しなければならない。

- 18.3 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的に救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則60.1(b)を変更している。

- 18.4 艇は【別添図D】に示すように、セールに識別番号を貼付すること。

19 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の事前の承諾を要す。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に装備交換申請書を提出し行うこと。

20 支援艇

- 20.1 支援艇は、レース委員会に支援艇登録をした後でないとは出艇できない。支援艇はレース委員会事務局が支給する緑色旗（またはリボン）を掲揚すること。
- 20.2 チーム・リーダー、コーチその他の支援要員およびそのチームの関係者の乗艇している支援艇・応援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。（【添付図E】参照のこと。）
- 20.3 RCSBに数字旗8が掲揚された場合、全ての支援艇は救助活動に従事すること。この旗は、レース中であっても掲揚されることがある。
- 20.4 支援艇はRCSB、RCBの無線通話を傍受してはならない。数字旗8が掲揚された場合を除く。
- 20.5 これらの要件に従わなかった場合は、レース委員会は違反した支援要員に関連する全てのレース艇に対し抗議することができる。

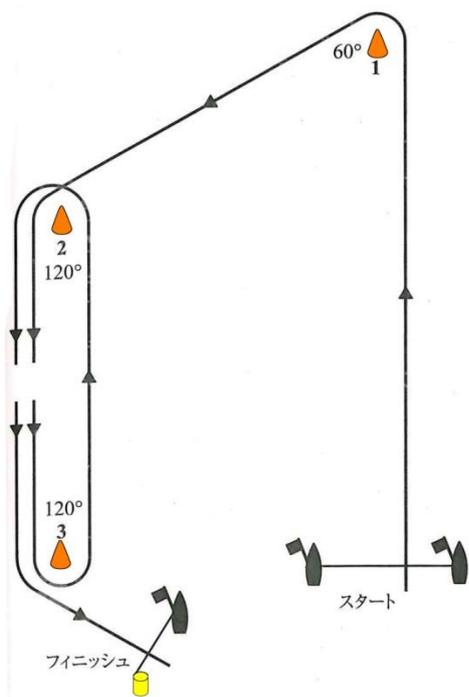
21 装備と計測のチェック

艇または装備は、各クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。海上では、艇は、レース委員会のイクイップメント・インスペクターまたはメジャラーにより検査のために指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこれらの指示に従わなければならない。

【別添図 B】：コース見取り図（S = Start, F = Finish）

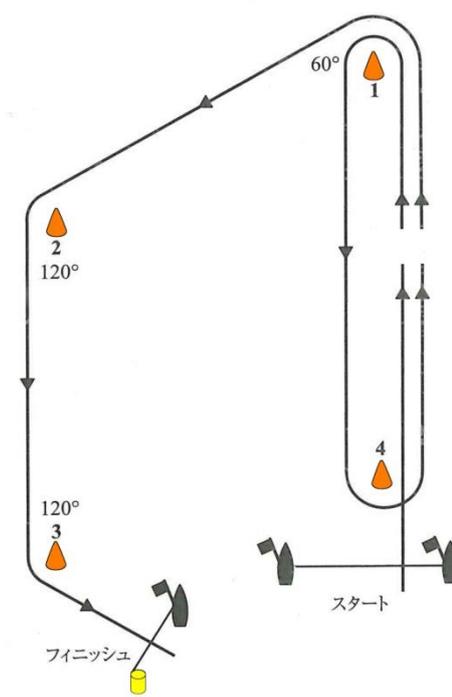
アウター・ループコース

O2: S-1-2-3-2-3-F
O3: S-1-2-3-2-3-2-3-F



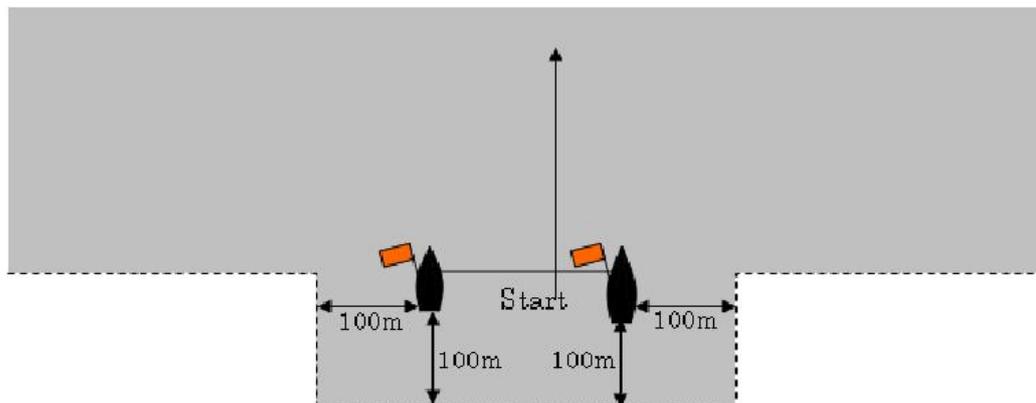
インナー・ループコース

I2: S-1-4-1-2-3-F
I3: S-1-4-1-4-1-2-3-F

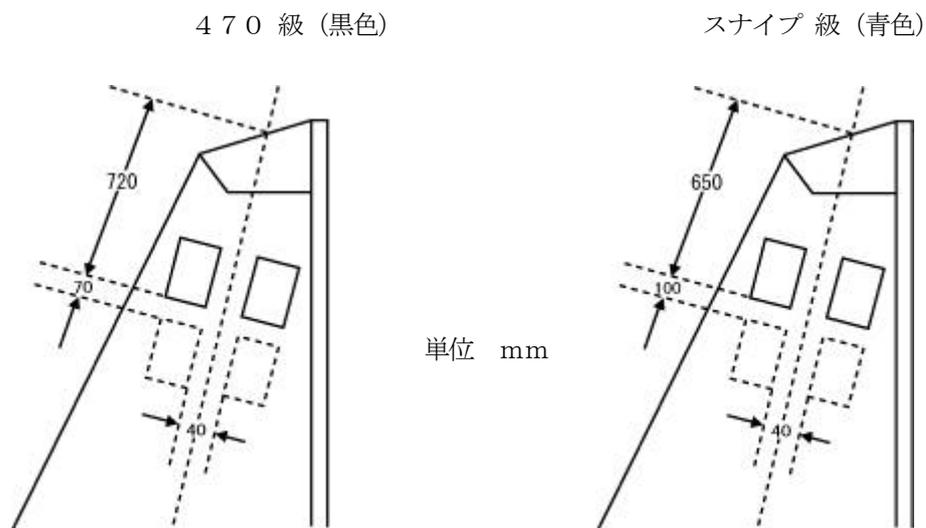


【別添図 C】：スタート・エリア（で示す）

指示 11.4 に規定する「スタート・エリア」



【別添図 D】：識別番号貼付図 ※スターボード側が上



【別添図 E】：レース・エリア

指示 20.2 に規定する「レース・エリア」

(破線の内側を進入禁止区域とする)

※ 全ての支援艇は、レース中、破線の内側に入ってはならない。

